

第2回しずおか食の安全推進委員会 次第

日時：令和4年3月18日(金) 14時～15時
場所：県庁西館4階第一会議室C

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）（案）の承認

4 その他

5 閉 会

第2回 しずおか食の安全推進委員会 出席者

	職 名	氏 名
委員長	健康福祉部長	石田 貴
委 員	危機管理監代理 兼 危機管理部部長代理 兼 デジタル推進官	加藤 晃一
	くらし・環境部部長代理 兼 デジタル推進官	高畑 英治
	経済産業部部長代理 兼 デジタル推進官	増田 始己
	教育部理事（統括担当）	欠席

	職 名	氏 名
幹事長	健康福祉部生活衛生局長	田中 喜久夫
事務局	健康福祉部生活衛生局 衛生課長	漆畑 健
	健康福祉部生活衛生局衛生課 食品乳肉衛生班長	遠藤 真琴
	健康福祉部生活衛生局衛生課 食品監視班長	丸尾 聡志
	健康福祉部生活衛生局衛生課 食品乳肉衛生班 専門主査	川口 宗太

第2回しずおか食の安全推進委員会

－ 資 料 －

日 時：令和4年3月18日(金) 14時から15時まで
場 所：県庁西館4階第一会議室C

配 布 資 料

- 資料 1 しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）の策定
- 資料 2 しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）の概要
- 資料 3 しずおか食の安全推進委員会設置要綱
- 別添資料 しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）（最終案）

しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）の策定

(1) 要 旨

県では平成 15 年に「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」を策定し、関係部局が連携しながら、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保に取り組んできた。（平成 29 年度に見直した現プランの目標年度は令和 3 年度）
 現行アクションプランでの課題を踏まえた上で、「県民への安全で安心できる食品の提供」を実現するため、新たに「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2022-2025）」を策定し、食品の安全確保対策を推進する。

(2) 計画の期間

令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度までの 4 年間

(3) 新アクションプランの概要

項 目	内 容
目 的	県民への安全で安心できる食品の提供
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・人口 10 万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数 10 人以下 ・食の安全に対する県民の信頼度 80%以上
推進体制	しずおか食の安全推進委員会(関係 5 部局) 委員長：健康福祉部長 委 員：危機管理部、くらし・環境部、経済産業部、教育委員会の部長代理等
主な強化点等	<p>○HACCP の推進を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法改正により、原則全ての食品等事業者が HACCP 制度化の対象となったことから、製造・加工、調理、流通の各段階において、HACCP に沿った衛生管理を推進し、その精度の向上を図る。 <p>○安全・安心情報のデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式や、デジタル化の進展に対応するため、動画配信や SNS 等のデジタル技術を活用し、効果的に食の安全・安心情報の発信を行う。 <p>○県内農林水産物等のブランド力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しずおか食セレクション」の愛称「頂（いただき）」ロゴマークを活用し、安全・安心な県内農林水産物等の情報発信を行う。

(4) パブリックコメントの結果

区 分	内 容
実 施 期 間	令和 4 年 1 月 21 日 ～ 令和 4 年 2 月 14 日
意 見 提 出 状 況	意見なし

(5) 今後の予定

令和 4 年 3 月末 成案、公表

しずおか食の安全推進のためのアクションプラン【2022-2025】の概要

1 計画の概要

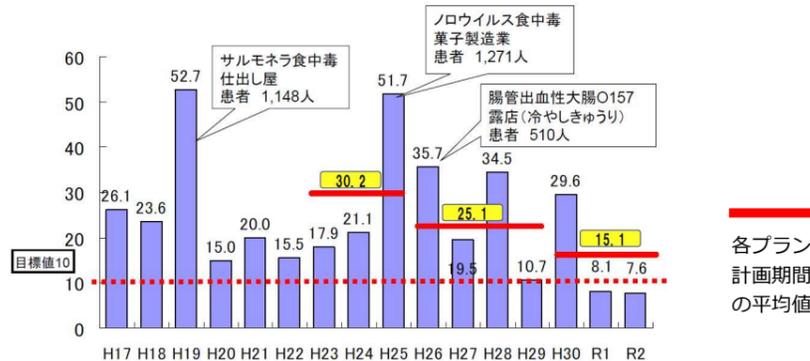
- 1 目的：県民への安全で安心できる食品の提供
- 2 計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年
- 3 位置付け：静岡県総合計画（新ビジョン）の分野別計画
- 4 推進体制：健康福祉部長を委員長とし、関係5部局から構成される「しずおか食の安全推進委員会」が中心となって推進し、関係各課（17課）から構成される「しずおか食の安全推進幹事会」により、プランの進行管理を行う。

2 成果と課題

○ 生産から流通・消費における食品の安全確保

【成果】「人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害の発生者数」（目標値：10人以下）は平成15年度に目標値を定めて以降、令和元年度に初めて10人以下を下回り、令和2年度も継続して目標を達成している。

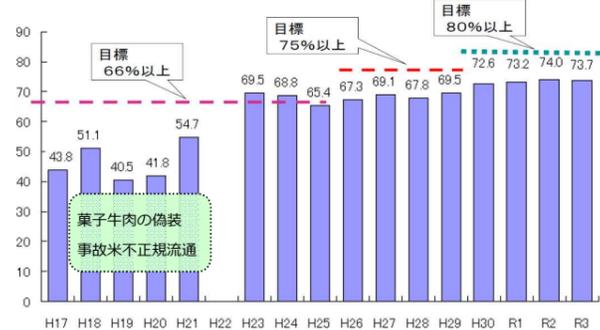
【課題】大規模食品取扱施設における食中毒及び多発するノロウイルス食中毒対策や、GAP（農業生産工程管理）及びHACCP（ハサップ）を推進し、生産、調理、製造等における衛生管理の徹底を図っていく必要がある。



○ 消費者の食に対する信頼確保

【成果】「食の安全に対する県民の信頼度」（目標値：80%以上）は70%以上で推移し、目標値には至っていないものの県内で購入する食品の安全性を信頼する県民の割合は年々高まる傾向にある。

【課題】食の安全に対して判断していない県民の割合が2割弱存在していることから、様々な方法、あらゆる機会を通じて、県民にとって分かりやすい食の安全に対する正しい知識の理解普及に努める必要がある。



3 食を取り巻く現状

- ・ HACCP に沿った衛生管理の制度化・輸出促進に関する法律の施行
- ・ ゲノム編集技術応用食品の開発流通、新たな表示制度の開始
- ・ 国内外からの観光客の増加

4 新たな施策

- ◎ HACCP の普及から精度向上へ 原則全ての食品等事業者が HACCP 制度化の対象となったことから、製造・加工、調理、流通の各段階において HACCP に沿った衛生管理を推進し、その精度向上を図る。
- ◎ 消費者に対して正確な情報を迅速に発信 動画配信や SNS を用いた食の安全・安心に関する情報発信を行う。
- ◎ 県内農林水産物等のブランド力の向上 「しずおか食セレクション」の愛称「頂(いただき)」を活用し、安全・安心な県産農林水産物等の情報発信を行う。

5 施策の展開方向

目的 県民への安全で安心できる食品の提供

【方向性】

【具体的な施策・主な取組】

(下線は新規取組、丸数字は管理指標項目数) 【目標】

生産から流通・消費における食品の安全確保

施策	内容	取組	管理指標項目数
施策1	生産段階におけるGAPの推進	ア. 生産者におけるGAP導入への支援	①
施策2	生産者への衛生管理指導の充実	ア. 農業の適正な使用と販売の指導 イ. 動物用医薬品・水産用医薬品の適正な使用と販売の指導 ウ. 家畜伝染性疾病対策の推進	⑥
施策3	製造・加工段階におけるHACCPの推進	ア. 食品の製造・加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 イ. 茶製造施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 ウ. 水産加工施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 エ. と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	④
施策4	製造・加工段階における監視指導の充実強化	ア. 食品添加物の適正な製造及び使用についての指導の徹底 イ. 食物アレルギー対策の推進 ウ. 食肉の安全性確保の推進 エ. と畜検査(BSE検査を含む)・食鳥検査の徹底 オ. 農水産物の簡易加工・販売への指導の徹底	⑤
施策5	調理段階におけるHACCPの推進	ア. 調理施設におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	①
施策6	調理段階における食中毒防止対策等の充実	ア. 学校、病院等集団給食施設への監視指導の実施 イ. 大量調理施設、ホテル・旅館等の監視指導の徹底 ウ. 食物アレルギー対策の推進	⑤
施策7	流通段階におけるHACCPの推進	ア. 卸売市場におけるHACCPに沿った衛生管理の推進	③
施策8	流通・消費段階における監視指導の充実強化	ア. 食品の流通拠点や販売店における監視指導・食品検査の実施 イ. 流通段階における違反・不良食品の排除 ウ. 輸入食品の監視・検査の実施 エ. 健康食品の安全対策の実施 オ. 放射性物質を含む食品の監視・検査の実施	⑧
施策9	自主管理体制推進の支援	ア. 食品製造・調理段階における自主管理体制推進の支援	②
施策10	食品の安全情報発信の充実(危機管理情報)	ア. 食品の安全性に関する緊急情報や食中毒防止への注意喚起	①
施策11	食品に係る危機管理体制の充実	ア. 関係機関等との連携体制の強化 イ. 食品による健康被害発生時の調査・原因究明 ウ. 試験検査・調査研究体制の充実	①
計			③7

消費者の食に対する信頼確保

施策	内容	取組	管理指標項目数
施策1	消費者・生産者・事業者・行政の相互理解の推進	ア. 消費者が施策に対し意見を表明できる場の確保 イ. 食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション事業の推進	③
施策2	食品の安全・安心に関する情報発信の充実(ちゃっぴーの食品安全インフォメーション掲示板等)	ア. 迅速でわかりやすい情報の提供 イ. 生産から消費に係る食品に関する情報の収集・提供 ウ. 食品安全検査結果の公表	③
施策3	安全・安心情報のデジタル化	ア. デジタル技術を有効に活用した情報の発信	③
施策4	消費者の正しい知識習得への支援	ア. 静岡県食育推進計画に基づく食育の推進 イ. 食品の安全に関する知識の普及や啓発	①
施策5	新たな表示制度による適正表示の推進	ア. 食品の正しい表示についての指導・啓発 イ. 遺伝子組換え食品の表示適正化の推進 ウ. 食物アレルギー対策の推進	⑦
施策6	県産食品の信頼確保	ア. 県産食品の安全に関する情報の発信 イ. トレーサビリティシステムの推進 ウ. 地産地消運動の推進 エ. GAPの推進 オ. 県内産林産物等に対する放射性物質検査の実施 カ. 県内農林水産物等のブランド力の向上	⑥
施策7	食品に係る危機管理対応の充実	ア. 食品に関する苦情や不審情報等への迅速な対応 イ. 事業者の危機管理対応の啓発、助言	①
計			②4

人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害発生者数10人以下

食の安全に対する県民の信頼度80%以上

しずおか食の安全推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 生産から流通・消費に至る総合的な食の安全確保を推進するとともに、健康危機における関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、「しずおか食の安全推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 食の安全確保のあり方とその推進に関すること
- (2) 食品に係る健康危機管理に関すること
- (3) その他必要な事項

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者を委員に充て、構成する。

- 2 委員長には、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を総括する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会には、会議の審議・検討を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長には、健康福祉部生活衛生局長を充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、主宰する。

(ワーキング会議)

第6条 幹事会には、ワーキング会議を置き、委員会の業務について具体的な調査・検討を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は健康福祉部衛生課に置き、その事務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(別表1)

しずおか食の安全推進委員会

	構成員
委員長	健康福祉部長
委員	危機管理監代理 兼 危機管理部部長代理 兼 デジタル推進官 くらし・環境部部長代理 兼 デジタル推進官 経済産業部部長代理 兼 デジタル推進官 教育部理事（統括担当）

(別表2)

しずおか食の安全推進幹事会

	部 局	構成員
幹事長	健康福祉部	生活衛生局長
幹 事	危機管理部	危機政策課長
	くらし・環境部	県民生活課長 環境衛生科学研究所 微生物部長 同 医薬食品部長
	健康福祉部	感染症対策課長 健康増進課長 ◎衛生課長 薬事課長
	経済産業部	新産業集積課長 マーケティング課長 農業戦略課長 地域農業課長 お茶振興課長 農芸振興課長 畜産振興課長 林業振興課長 水産振興課長 水産資源課長
	教育委員会	健康体育課長

◎：事務局

※幹事会の下に、ワーキング会議を置く